

## 平成26年度第2回赤穂市子ども・子育て会議 事前質問・回答

## 整理No. 1

委員名	中川正悟委員
項目	家庭的保育者の基準について（資料2）
質問内容	<p>家庭的保育者は無資格者でよく、家庭的保育補助者の条件が研修のみというのは、認可保育所に比べて低すぎると感じます。また「保育士と同等の知識と経験」（資料2第23条）という表現はあいまいであり、どのような場合に該当するのかを明確にしたほうが良いと思います。</p> <p>保育者が少人数で見える場合は、相談する相手が乏しく、緊急の対応について不安があります。加えて保育所内の死亡事故は、3歳未満の乳幼児でかつ認可外施設、保育の無資格者を雇っていることが多いことを考えると、家庭的保育のように少人数保育であるからこそ、保育者の能力が高いことが望まれると思うのですが、基準の根拠を教えてください。</p>
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	健康福祉部子育て健康課

## 整理No. 2

委員名	中川正悟委員
項目	小規模保育事業について（資料2）
質問内容	<p>A B Cの3つの類型に分けた理由はなんですか。</p> <p>事業者としては参入しやすくはなるかもしれませんが、保護者にとっては保育に格差を持ち込むことになります。家庭的保育事業等については、保護者は自己責任で保育施設を選ぶことになりますので、どこに預けても一定の保育基準を担保できるような制度にすべきと考えます。A型はほぼ認可保育所なみの基準なので、基本はA型で対応したほうがよいと考えます。</p>
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	健康福祉部子育て健康課

## 整理No. 3

委員名	中川正悟委員
項目	居宅訪問型保育事業（資料2）
質問内容	<p>保育従事者の基準の根拠を教えてください。</p> <p>資料2 第37条（1）のケースは、非常に専門性を有するケースです。連携施設では配慮していますが、保育従事者の専門性をどう担保するかが課題です。このケースは、家庭的保育者にも、特別な要件を明確に入れたほうがよいと思います。</p> <p>（4）については、深夜に保育が及んだ場合、1人の保育者では危険があると考えます。乳幼児は圧迫死や乳幼児突然死症候群などのリスクがあります。保育園では午睡時は、睡眠チェックなどで異常がないか確認しますが、1人で深夜にそれができるか疑問です。夜間保育こそ、保育施設で複数の保育士による適切な保育を受けるべきと考えます。</p> <p>1対1だから、基準は低くてもよいということではないと思います。1人で見るからこそ、緊急な対応ができ、子ども理解の専門性を有する者が保育する必要があります。基準を見直して、保育士資格は当然のこと、それに加えて、一定の経験を有することが望ましいと思います。</p>
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	健康福祉部子育て健康課

## 整理No. 4

委員名	中川正悟委員
項目	連携施設について
質問内容	<p>①赤穂市は1園を除いて公立の幼稚園・保育所しかありませんが、公立の施設が「連携施設」になることはありますか？その場合、代替保育などで、公務員としての身分ある職員が民間で働くことに問題は生じないでしょうか（例えば給料面など）？</p> <p>②連携施設を複数持つ（例えばA幼稚園とB保育所というように）ことは想定されていますか？</p> <p>③家庭的保育事業等に入所する幼児は、「保育にかける」児童であるので、提携施設の基本は「保育所又は認定こども園のみ」でよいのではないのでしょうか？幼稚園と連携すると、代替保育では、幼稚園の先生</p>

	は保育においては無資格者になります。また、幼稚園は校区制を採用していますので、違う地域の幼稚園と提携しても意味がなく、逆に、校区内の児童は基本的に受け入れていただけるので、特に問題がないと考えます。退園後幼稚園を選択する児童に関しては、その都度、あっせんするということがよいのではないのでしょうか。
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	健康福祉部子育て健康課

整理No. 5

委員名	中川正悟委員
項目	新制度における認定区分について（資料3）
質問内容	<p>(1) 幼稚園の1号認定に○がついているが、3歳も受け入れるということですか？その場合は、園則の変更が必要だと思います。</p> <p>(2) 保育所の②③いずれかのみを設定可と書いています。3号認定のみの設定はあり得ると思いますが、2号認定のみの設定は認められるのですか？</p>
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課

整理No. 6

委員名	中川正悟委員
項目	市の保育施設のあっせんについて（資料4）
質問内容	<p>第6条第5項では特定教育・保育施設は利用申込者に対して、受け入れ困難な場合は、事業をあっせんするように規定していますが、幼稚園や保育所にそれができるかどうか疑問です。さらに第39条4項では、地域型保育事業にも、「適切な措置」を求めています。今までは、市が行っていたことを各施設に求めているとも取れます。原則は児童福祉法24条2項にある通り、市が「保育を確保するための措置を講ずる」のですから、あっせんを含めて市が行うべきと考えます。結果的に保護者が自己責任で施設を探すことになり、負担が増えることになります。改めて、条例で市の役割を明記してはどうですか？</p>

事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課

整理No. 7

委員名	中川正悟委員
項目	正当な理由とは（資料4）
質問内容	第6条「正当な理由」とは何を想定していますか？ 客観的な基準設定を明確に示すべきではないですか。
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課

整理No. 8

委員名	中川正悟委員
項目	市の幼稚園・保育所の整備計画について
質問内容	<p>(1) ニーズが増えることが予想されるが、公立の認可保育所の増設や新たに私立の認可保育所の設立を行うか、公立の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する可能性はあるのかなど、市の制度設計を議論することが先ではないでしょうか？</p> <p>(2) 赤穂市の幼稚園・保育所は基本的に公立で行ってきた実績をどう評価し、新制度以降も基本的には引き継ぐのか？</p> <p>ニーズ調査では、公立の幼稚園・保育所を希望する保護者が多かったことを踏まえるべきだと思います。</p> <p>公立保育等でニーズを充足できるかどうか検討したうえで、どのような教育・保育を提供すべきかのビジョンを示してから、地域型保育事業の具体的な議論ができると思います。</p> <p>いずれにしても、特定教育・保育施設の概要が何も決まっていない状態では議論が深まらないのではないのでしょうか？</p>
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課

## 整理No. 9

委員名	中川正悟委員
項目	利用者負担額について（資料4）
質問内容	第13条3項及び4項に、費用の一部を保護者から受けることができる旨が規定されていますが、保護者に対して過大な負担にならないように配慮すべきだと思います。利用者負担などは財政上の問題もあるとは思いますが、今後検討課題になりますか？
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課

## 整理No. 10

委員名	中川正悟委員
項目	苦情の窓口等について
質問内容	いずれの施設・事業者も市が苦情に対して指導・助言を行うことになっていますが、公平性と透明性を担保するためにも、専門家等を加えた「第三者機関」が評価とともに一括して苦情解決のための指導・助言を行うとしたほうがよいのではないのでしょうか。
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課

## 整理No. 11

委員名	中川正悟委員
項目	需給調整について
質問内容	<p>(1) 条例案には特定教育・保育施設については、需給調整の文言がないですが、明文化する必要はないですか？</p> <p>(2) 需給調整を行う際の市の考える待機児童の計算方法について、具体的に説明をしてほしい。</p> <p>(3) 第22条の「市長が適当と認める場所」には、市の需給調整の意味が入っているか？また、この文言が「家庭的保育」にのみあるのはどう</p>

	<p>いう理由ですか？</p> <p>(4) 特に過疎地域で家庭的保育事業等が出来ると公立保育所の運営が困難になるのでは。供給過多になっているような場所での、需給調整を担保するためにも明文化しておくほうがよいと思います。</p>
事務局回答	当日会議にて回答させていただきます。
担当課	教育委員会こども育成課